

「所得税・住民税、消費税・地方消費税の申告はお早めに」

所得税・住民税、消費税・地方消費税の申告時期が近づいてまいりました。

今年の所得税・住民税の申告期限は、3月16日（月）となっていますので、それまでに申告されるようお願いいたします。

なお、税務署に所得税の確定申告書を提出している場合は、重ねて住民税の申告書を提出する必要はありません。

また、個人事業者で平成18年中の課税売上高が1,000万円を超える方などは、平成20年分の消費税・地方消費税の確定申告書を税務署に提出し、納税する必要があります。この確定申告と納税の期限は、3月31日（火）です。お早めに申告してくださるようお願いいたします。

国税については、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すると、自宅や事務所などで申告・納税の手続きがインターネットを通じてできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp/> をご覧ください。

なお、県税についても、地方税ポータルシステム（eLTax）を利用して、法人県民税・法人事業税の申告手続きがインターネットを通じてできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、eLTaxホームページ

<http://www.eltax.jp/> をご覧ください。

（県税務課）

【[県税・市町村税ホームページhttp://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/](http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/)】